

## 5. 費用対効果の検討

五名ダム再開発の費用対効果分析について、「治水経済調査マニュアル(案) 平成17年4月 国土交通省河川局」(以下「マニュアル(案)」という。)に基づき、最新データを用いて検討を行った。

### 5.1 洪水調節に関する便益の検討

洪水調節に係る便益は、洪水氾濫区域における家屋、農作物、公共施設等に想定される被害に対して、ダムの洪水調節による年平均被害軽減期待額を、マニュアル(案)に基づき、入手可能な最新データを用いて検討した。

#### 5.1.1 はん濫ブロックの設定

氾濫ブロック分割については、以下の事項について考慮した上で13ブロックに設定した。

- ① 氾濫形態
- ② 対象河道の左右岸
- ③ 合流する支川
- ④ 山付き
- ⑤ 洪水規模と破堤地点ごとの浸水区域
- ⑥ 氾濫原を分断する連続盛土等の構造物
- ⑦ 浸水実績



図-5.1.1 はん濫ブロック分割図

### 5.1.2 無害流量の設定

無害流量はマニュアル（案）に基づき、各地点における河道の整備状況を踏まえたブロック内の最小流下能力や堤内地盤高等により設定した。

### 5.1.3 対象洪水の選定

氾濫解析の対象洪水は、基本高水流量配分を規定する洪水を対象とした。

### 5.1.4 はん濫計算に用いるハイドログラフ

はん濫計算では、計画規模の1/50までの確率規模とし、各規模の確率雨量に一致するように降雨量を引き伸ばし（引縮め）、はん濫シミュレーションに用いる流量ハイドログラフを作成した。

### 5.1.5 被害額の算出

五名ダム再開発を実施した場合と実施しない場合（既設五名ダム）の氾濫解析を実施し、流量規模別の被害額を算出した。

### 5.1.6 年平均被害軽減期待額

前項で算出し平均化した確率規模別の被害軽減額に確率規模に応じた洪水の生起確率を乗じて求めた確率規模別年平均被害額を累計し、年平均被害軽減期待額を算定した結果、50年間で約158億円（ダム再開発効果による便益－既設ダム効果による便益により算出）となった。

## 5.2 五名ダム再開発の費用対効果分析

### 5.2.1 総便益

五名ダム再開発に係る総便益（B）を下表に示す。

表-5.2.1 五名ダム再開発の総便益（B）

①ダム再開発 ※1	約153.4億円
②残存価値 ※2	約6.0億円
③総便益（①＋②）	約159.4億円

注：表-5.2.1の基準年度は平成27年度。

ダム再開発効果による便益－既設ダム効果による便益により算出。

#### 【便益（効果）】

※1：施設整備によって防止し得る被害額（一般資産、農作物等）を便益とする。ダム再開発有無の年平均被害軽減期待額を算出し、施設完成後の評価期間（50年間）に対し、社会的割引率（4%）を用いて現在価値化を行い算出。

※2：施設については法定耐用年数による減価償却の考え方より施設完成後の評価期間（50年間）後の現在価値化を行い算出。

## 5.2.2 総費用

五名ダム再開発に係る総費用（C）を下表に示す。

表-5.2.2 五名ダム再開発の総費用（C）

①ダム再開発費 ※3	約 143.2 億円
②維持管理費 ※4	約 -8.0 億円
③総費用（①+②）	約 135.2 億円

注：表-5.2.2の基準年度は平成27年度。  
ダム再開発に係る費用－既設ダムに係る費用により算出。

### 【費用】

※3：「4.1.6 工期の点検」に示す施設整備期間（平成7年度～平成38年度）に対し、社会的割引率（4%）及びデフレーターを用いて現在価値化を行い算出。

※4：施設完成後の評価期間（50年間）に対し、社会的割引率（4%）を用いて現在価値化を行い算出。既設ダム維持管理費の方が大きくなるため差額がマイナスとなる。

## 5.2.3 費用対効果分析

五名ダム再開発に係る費用対効果（B/C）を下表に示す。

表-5.2.3 五名ダム再開発の費用対効果（全体事業）

五名ダム再開発	B/C	B：総便益（億円）	C：総費用（億円）
	1.2	159.4	135.2

表-5.2.4 五名ダム再開発の費用対効果（残事業）

五名ダム再開発	B/C	B：総便益（億円）	C：総費用（億円）
	1.3	144.2	114.1

## 6. 関係者の意見等

### 6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

#### 6.1.1 実施状況

五名ダム再開発検証を進めるにあたり検討主体である香川県と関係地方公共団体である東かがわ市において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とした「検討の場」と、学識経験を有する者への意見聴取を目的として、検討委員会を平成22年12月13日に設置し、五名ダム再開発に関しては、平成27年8月5日までに7回開催した。

検討の場を含めた検討委員会の設置要綱については、P6-3～P6-5に示す。また、これまでの検討の場の開催状況は、表-6.1.1 検討の場の開催経緯を参照。

表-6.1.1 「香川県ダム検証に係る検討委員会」（検討の場）の開催経緯

	実施日	審議内容等	
検 討 の 場	平成22年12月13日	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム検証に係る検討の経緯について</li> <li>ダム検証に係る検討の進め方について</li> <li>検証対象ダムの概要について</li> </ul>
	平成26年11月10日	第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム検証に係る検討の経緯について</li> <li>ダム検証に係る検討の進め方について</li> <li>検証対象ダムの概要について</li> </ul>
	平成26年12月15日	第6回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダム検証と河川整備計画変更手続きについて</li> <li>第5回委員会における質疑に対する回答について</li> </ul>
	平成26年12月22日	第7回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>五名ダム再開発 現地視察 湊川流域、既設五名ダム</li> </ul>
	平成27年3月23日	第9回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>五名ダム再開発の検証に係る検討について 新規利水の必要性について</li> </ul>
	平成27年7月17日	第10回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>五名ダム再開発の検証に係る検討について 計画変更 事業の点検 目的別検討（治水対策案、利水対策案） 総合的な評価（素案）</li> </ul>
	平成27年8月5日	第11回委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリック・コメント及び地元説明会における主な意見に対する県の考え方</li> <li>総合的な評価</li> </ul>

※第2回～第4回は栴川ダム、第8回は綾川ダム群連携の検証に係る検討委員会

## 6.1.2 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

### (1) 第1回香川県ダム検証に係る検討委員会

- ・現五名ダムは容量も小さく、平成16年の台風時には、ダムの能力をオーバーし、下流に大きな被害が発生した。この地区は非常に洪水被害を受けやすい地域であり、また利水面も含めて、早期の対応を望む。[東かがわ市]

### (2) 第5回香川県ダム検証に係る検討委員会

- ・湊川は東讃地区を代表する河川でありながら、東讃にあるダムの中で容量が一番小さい。平成16年の台風23号では、洪水がダム天端を越えて下流に大きな被害が発生した。この地区は非常に洪水被害を受けやすい地域であり、河川規模に見合った能力のダム整備を望む。[東かがわ市]

### (3) 第6回香川県ダム検証に係る検討委員会

- ・特になし

### (4) 第7回香川県ダム検証に係る検討委員会

- ・平成16年台風23号では、流域に甚大な被害があった。水道水源としても五名ダム再開発は非常に重要である。[東かがわ市]

### (5) 第9回香川県ダム検証に係る検討委員会

- ・地域戦略を検討していくうえで、ダムの位置付けはとても重要である。[東かがわ市]
- ・五名ダムは老朽化が著しく、河川に対してとても規模が小さいものとなっている。[東かがわ市]

### (6) 第10回香川県ダム検証に係る検討委員会

- ・平成16年台風23号では、非常に大量の降雨があり、流域に甚大な被害があった。被災した地元からすると、一日も早くダムを完成させてほしい。[東かがわ市]
- ・新規利水の代替案では、地下水取水が検討されているが、渇水時には地下水が塩水化したとの情報もある。代替案として実現するのは困難だと思う。[東かがわ市]

### (7) 第11回香川県ダム検証に係る検討委員会

- ・既設五名ダムは流域に対して十分な規模を有していない。五名ダム再開発には治水・利水の両面で住民は期待しており、いつ出来るのかと心待ちにしている。一日も早い完成をお願いしたい。[東かがわ市]

## 香川県ダム検証に係る検討委員会設置要綱

### (名 称)

第1条 本会は、「香川県ダム検証に係る検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 検討委員会は、椋川ダム、五名ダム再開発、綾川ダム群連携の3ダム事業（以下「3ダム事業」という。）において、検討主体である県が、国土交通省が定める「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号国土交通省河川局長通知）以下「細目」という。）に基づく、ダム事業の検証に係る検討の実施にあたり、「関係地方公共団体」と相互の立場を理解し、検討内容の認識を深めるとともに、「学識経験を有する者」の意見を聴くことを目的とする。

### (意見を聴く項目)

第3条 検討主体は、検討委員会において次の項目について意見を聴く。

- (1) 治水対策案・利水代替案等目的別の検討内容
- (2) 総合的な評価
- (3) 対応方針原案

### (委員)

第4条 検討委員会の委員は、次に掲げる者で構成し、別表に掲げるとおりとする。

- (1) 「学識経験を有する者」
  - (2) 3ダム事業における「関係地方公共団体」の長及び地方公営企業体の管理者
  - (3) 「検討主体である県」の職員
- 2 委員の任期は委嘱の日から委員会の目的が達成されたときまでとする。

### (委員長)

第5条 検討委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (意見の聴取)

第6条 検討委員会は、審議の必要に応じて、委員以外の者の意見を聴くことができる。

(議事等)

第7条 検討委員会は、委員の要請があり、委員長が必要と認めた場合に委員長が召集する。

(事務局)

第8条 事務局は、香川県土木部河川砂防課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成22年11月10日から施行する。

香川県ダム検証に係る検討委員会名簿

分野	役職名	氏名	備考	
学識経験者 (わがかがわの川 懇談会委員)	香川大学工学部准教授	石塚 正秀	河川（治水）	
	香川大学名誉教授	井原 健雄	地域経済	
	高松市屋島小学校教諭	大高 裕幸	魚類	
	香川大学工学部教授	角道 弘文	利水	
	(株)四国総合研究所 副主席研究員	工藤 りか	植物	
	香川大学危機管理研究センター 特任教授・センター長	白木 渡	防災	
	元高松市女性センター館長	森 久美子	地域社会	
	元坂出市白峰中学校教諭	好井 智子	環境教育 環境保護	
関係地方公共団体	椋川ダム	高松市長	大西 秀人	流域
		高松市上下水道事業管理者	石垣 佳邦	新規利水参画者
	五名ダム 再開発	東かがわ市長	藤井 秀城	流域 新規利水参画者
	綾川ダム群 連携	坂出市長	綾 宏	流域
		丸亀市長	梶 正治	流域
		綾川町長	藤井 賢	流域
検討主体	香川県土木部長	小野 裕幸		
	香川県高松土木事務所長	樋口 晋	椋川ダム	
	香川県長尾土木事務所長	三好 正明	五名ダム再開発	
	香川県中讃土木事務所長	片山 秀樹	綾川ダム群連携	



## 6.2 パブリックコメント

五名ダム再開発検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

### 6.2.1 意見募集の概要

#### (1) 意見募集対象

- 1) 事業等の点検などで得られた変更計画案（五名ダム再開発）に対する意見
- 2) 複数の対策案（治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見

#### (2) 意見募集期間

平成27年7月17日（金）～平成27年8月4日（火）（19日間）

#### (3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法

### 6.2.2 意見募集結果の概要

#### (1) 意見提出者：2名（個人2名）

#### (2) 意見概要

- |            |    |             |
|------------|----|-------------|
| 1) 治水に関する事 | 2件 |             |
| 3) 利水に関する事 | 1件 |             |
| 4) 環境に関する事 | 1件 | <u>合計4件</u> |

表-6.2.1 五名ダム再開発に対して寄せられたご意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点	検討主体の考え方
<b>【治水に関すること】</b>		
1	平成 16 年の 23 号台風と同規模の雨に対応できるダムを建設するという県の計画に賛同します。まずは過去に起こった災害と同じ規模までは早く対応できるようにしていただきたい。	現行計画では概ね 50 年に 1 回発生する洪水に対応するものでしたが、平成 16 年台風 23 号は、それを超える規模の洪水でした。そこで、既往最大である平成 16 年台風 23 号に対応する計画に変更して流域の安全性の向上を図ります。今後は、ダム事業を早期に再開できるよう、ダム検証に係る検討手続きを引き続き進めてまいります。
2	想定を超える洪水については、今後流域の住民と一緒に、減災につながるような防災行動計画（タイムライン）を考えてほしい。	想定を超える大規模な水災害による被害を最小化するためには、ダムの建設や河川改修工事等の予防策に加え、災害が発生することを前提として、普段から県や市町、住民の方々等が具体的な対応を協議したうえで、時間軸に沿った防災行動計画を策定し、災害時にはそれを実践していくことは重要であると考えているため、今後検討してまいります。
<b>【利水に関すること】</b>		
3	地球温暖化・気候変動の観点からも海水淡水化を準備することを考えた方がよいのではないかと。	利水対策案の検討において、海水淡水化を検討していますが、施設整備等に多額の費用を要することから、コスト面で現実的ではないと考えております。
<b>【環境に関すること】</b>		
4	自然界の営みとはどういうことだろうか。人里に現れるイノシシやサル等のすみかを奪ってしまったようだが、動物の住める場所を何処か考えているのか。動物のみならず植物の生きる場も必要だが、生物多様性と言われる中、ダム建設により山林を開発するより、自然な状態に戻していく方が、子孫のためではないだろうか。人口減少するなか、ダムを増やし、維持・管理できるだろうか。土に返すところを増やしなが、人間が安全な場所へ移動することも重要だ。自然界の声に耳を傾けていただきたい。	湊川流域の土地利用や水利用の状況を考慮すると、住民の方々の生命や財産を洪水から守るための治水対策や、頻発する渇水に対して日常生活や河川の環境を守るために利水対策を実施する必要があると考えておりますが、自然環境との共存のため、環境への影響を極力軽減するための対策は必須であると考えております。現在建設中の椈川ダムでは、香川県ダム環境委員会における専門家の意見を聴きながら動植物のモニタリングを実施し、必要に応じて保全措置を講じるなど自然環境に配慮しつつ工事を進めており、今後のダム事業の実施に当たりましても、同様に進めてまいります。

### 6.3 意見聴取

「報告書（素案）」を作成した段階で学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。

また、これらを踏まえて「報告書（原案）」を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施した。

#### 6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

五名ダム再開発検証においては、再評価実施要領細目に定められている「学識経験を有する者の意見を聴く」として、香川県ダム検証に係る検討委員会にも加わってもらい、検討段階からも意見を頂くなどし、これまで行った検討結果について、第 11 回検討委員会において表-6.3.1 に示す方々から意見聴取を実施した。

- (1) 意見聴取対象：「五名ダム再開発の検証に係る検討報告書（素案）」
- (2) 意見聴取日：平成 27 年 8 月 5 日（水）
- (3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者等

表-6.3.1 学識経験を有する者等

氏 名	所 属 等
石塚（いしづか） 正秀（まさひで）	香川大学工学部准教授
井原（いはら） 健雄（たけお）	香川大学名誉教授
大高（おおたか） 裕幸（ひろゆき）	高松市屋島小学校教諭
角道（かくどう） 弘文（ひろふみ）	香川大学工学部教授
工藤（くどう） りか	（株）四国総合研究所 副主席研究員
白木（しらき） 渡（わたる）	香川大学危機管理研究センター 特任教授・センター長
森（もり） 久美子（くみこ）	元高松市女性センター館長
好井（よしい） 智子（ともこ）	元坂出市白峰中学校教諭

- (4) 学識経験を有する者からご意見と検討主体の考え方

学識経験を有する者から頂いた主なご意見と、それらのご意見に対する検討主体の考え方を表-6.3.2～表-6.3.3 に示す。

表-6.3.2 学識経験を有する者からのご意見と検討主体の考え方

No	意見の要旨	検討主体の考え方
1	ダムができることによる、生物の多様性の変化を見る視点も必要である。	現在建設中の栂川ダムでは、香川県ダム環境委員会における専門家の意見を聴きながら動植物のモニタリングを実施し、必要に応じて保全措置を講じるなど自然環境に配慮しつつ工事を進めており、今後のダム事業の実施に当たりまして、同様に進めてまいります。
2	トップダウン的に国から検討手法が決められているが、全国共通の考え方だけでなく、地域特性を考慮し、ボトムアップ的に議論すべきではないか。	今後の河川行政やダム事業を進める上で参考とさせていただきます。今回は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討を実施しました。
3	地元の意見を踏まえる必要がある。	地元説明会やパブリックコメントを実施して意見を聴取しました。今後は頂いた意見を参考に事業を進めてまいります。
4	治水安全度が流域によって異なっていることについて議論が必要。	香川県では、流域面積や、氾濫区域内の人口や資産額、工業出荷額などから流域の安全度を判断する香川県版の指標を作成しており、県内の他の河川においてもこの指標を用いて水系ごとに計画規模を設定しております。
5	香川県にとって自己水源の確保は重要な問題であり、県独自の評価軸も必要。	香川県では、近年でも渇水が頻発しており、ダムにより自己水源を確保していくことは重要であると考えております。なお、今回は「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討を実施しましたが、今後のダム事業の必要性を訴えていく上で県独自の評価軸についても検討したいと考えております。
6	希少種の存在について確認しておくこと。	これまでの環境調査を実施しており、希少種の存在について確認しております。今後、ダム事業を進める上においては、再度環境調査を行って、情報を更新し、影響の評価を実施してまいります。
7	開発水量を当初計画の3,000m <sup>3</sup> /日から2,000m <sup>3</sup> /日に変更することは理解できた。2,000m <sup>3</sup> /日の水源確保が必要であるという点はゆるがないようにして説明していくことが重要である。	ご意見を踏まえて今後のダム事業を進めてまいりたいと考えております。
8	人口が減少していく中で新規利水として2,000m <sup>3</sup> /日が必要であることについて、渇水時におけるリスクを考え、不安定水源での確保水量が減少できること等、分かりやすい説明をしてほしい。	東かがわ市では、渇水時には約7割にまで取水量が減少することから、五名ダム再開発により渇水時においても安定的な水源を確保することが必要であると考えております。
9	近年、ため池の維持管理ができずに機能を確保できないという状況もあると聞いている。香川用水ができた当時と現在でも状況が変化してきているため、それぞれの水源の供給量がどこまで信頼できるものか不安に思っている。	近年、渇水が頻発しているため、五名ダム再開発により安定的な水源を確保することが必要であると考えている。
10	ダムは大事だと考えている。ダムは水の教育の場でもある。行政は、治水や利水の効果や大切さについて、もっと住民や県民にアピールしていく必要がある。	ダムによる治水や利水の効果や大切さをアピールして県民の理解を促すことは、非常に重要であるため、より効果的な広報について検討し実施してまいります。

表-6.3.3 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方

No	意見の要旨	検討主体の考え方
11	<p>ダム役割として、「治水」、「利水」がある。「利水」の中には、植物や生物に配慮した環境保護の側面もあり、その部分も非常に重要である。</p>	<p>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて、「治水」「利水（水道用水）」、「流水の正常な機能の維持」について、各目的別に詳細な検討を行いました。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、必要な調査や香川県ダム環境委員会における専門家の意見を聴きながら、環境に十分に配慮して進めてまいります。</p>
12	<p>コストが安いからいいというわけではない。ダムの役割から必要性を説明し、その役割に対する応分の負担は必要であると考えている。</p>	<p>今後のダム事業の効果や必要性を訴えていく上で参考とさせていただきます。</p>
13	<p>利水代替案の貯水池案は上流まで導水しなければならない。新規利水は導水の必要性を理解できるが、正常流量を上流まで導水するのは現実的ではないのではないか。</p>	<p>流水の正常な機能の維持の代替案については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づいて予断なく立案して検討しました。</p>
14	<p>計画の変更で対象降雨量を増やしているが、それ以上の雨が降らないとも限らない。変更計画が適正な規模となっているかを丁寧に説明する必要がある。</p>	<p>現行計画では概ね50年に1回発生する洪水に対応するものでしたが、平成16年台風23号は、それを超える規模の洪水でした。そこで、既往最大である平成16年台風23号に対応する計画に変更して流域の安全性の向上を図ります。</p>
15	<p>ダムで洪水を防御しても、下流で土砂崩れがあれば危険を排除できない。砂防や土砂災害対策も併せて実施するべきではないか。</p>	<p>流域としての防災対策を総合的に進める上で、対策が必要な箇所については適切に対処してまいりたいと考えております。</p>
16	<p>地元が誇れ、地域の宝になって、賑わいが創出されるようなダム整備を実施してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえて今後のダム事業を進めてまいりたいと考えております。</p>
17	<p>ダムができるまでにどうしても時間がかかる。その間の地元流域の住民のために、河川の点検や必要箇所の修繕などを適切に実施することが必要である。</p>	<p>今後もダム事業に関わらず、河川についても改修や補修、堤防の点検などを適切に実施してまいります。</p>
18	<p>早く事業を進めるべきである。費用対効果につながるのだが、短期的な視点だけでなく、将来世代を見据えたダム計画としていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえて今後のダム事業を進めてまいりたいと考えております。</p>

(5) 香川県ダム検証に係る検討委員会からの審議結果

「検討の場」と「学識経験を有する者の意見聴取」の場である検討委員会の審議結果は以下のとおりである。

- 「ダム検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って検討した結果、「計画を変更した五名ダム再開発案が最も有利である。」とした県の検討結果は妥当である。
- 検討段階での意見については、今後の行政施策の実施にあたり適切に対応されたい。

### 6.3.2 関係住民からの意見聴取

五名ダム再開発検証においては、再評価実施要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を下記により実施した。

- (1) 意見聴取対象：「五名ダム再開発の検証に係る検討報告書（素案）」
- (2) 意見聴取期間：平成27年8月8日（土）
- (3) 意見聴取会場：五名活性化センター
- (4) 意見発表者：24名の参加者のうち、4名からご意見を頂いた。

(5) 関係住民から頂いたご意見と検討主体の考え方

関係住民から頂いたご意見と、それらのご意見に対する検討主体の考え方を表-6.3.4に示す。

表-6.3.4 関係住民からのご意見と検討主体の考え方

No	意見の要旨	検討主体の考え方
1	五名付近には県道があまりなく、あっても状態が悪い。国道 377 号が災害などで通行止めとなった場合の迂回路として、市道を県道に昇格し整備することも必要ではないか。	検証に係る検討の結果、事業が継続となった後に道路の設計等の検討を進めていくこととなります。その際には、災害に強い堅固な道路とする等の検討を進めてまいります。
2	今回の説明会で、洪水の状況だとか、ダム必要性や計画の変更についてはよく理解できた。しかし、地元住民としては、今後いつごろ用地買収に来るのか、ダムはいつごろ完成するのか、といったところが知りたい。 (同趣旨 1 件)	県内の他のダムの事例を参考に用地買収などに本格的に着手した後、概ね 10 年程度での完成を見込んでいます。 今後は、ダム事業を継続して実施し、早期の用地買収等に着手できるようにダム検証に係る検討手続きを進めてまいります。
3	再開発ダムの堰堤の高さは既設ダムと比較してどれくらいか。	既設ダムより約 1.4 m 程度高くなる見込みです。
4	私は日下に住んでおり、おそらくダム湖に沈む土地をもっている。複雑ではあるが、用地に協力する考えだ。	今後は、ダム事業を継続して実施し、早期の用地買収等に着手できるようにダム検証に係る検討手続きを進めてまいります。



### 6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

「報告書（原案）」に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施した。頂いたご意見を以下に示す。

#### 【東かがわ市長】

「治水・利水両面から総合的に評価した結果、最も優位である現計画（五名ダム再開発）を継続して事業を進める。」とした県の判断は妥当であると考えます。

また、五名ダムは、東かがわ市の自己水源の確保と、湊川の治水安全度の向上を図り、市民の安全・安心を確保する重要な事業でありますことから、事業の早期完了が図られるよう要望します。

### 6.3.4 関係利水者からの意見聴取

「報告書（原案）」に対する関係利水者からの意見聴取を実施した。頂いたご意見を以下に示す。

#### 【東かがわ市長】

「治水・利水両面から総合的に評価した結果、最も優位である現計画（五名ダム再開発）を継続して事業を進める。」とした県の判断は妥当であると考えます。

また、五名ダムは、東かがわ市の自己水源の確保と、湊川の治水安全度の向上を図り、市民の安全・安心を確保する重要な事業でありますことから、事業の早期完了が図られるよう要望します。

### 6.3.5 事業評価監視委員会からの意見聴取

「報告書（原案）」に対する香川県公共事業評価委員会の意見聴取を下記のとおり実施した。

- (1) 意見聴取対象：「五名ダム再開発の検証に係る検討報告書（原案）」
- (2) 意見聴取日：平成27年8月17日（月）
- (3) 香川県公共事業評価委員会委員

表-6.3.5 香川県公共事業評価委員会委員

氏名	所属等
◎井原（いはら） 健雄（たけお）	香川大学名誉教授
○白木（しらき） 渡（わたる）	香川大学危機管理研究センター 特任教授・センター長
池田（いけだ） 弘子（ひろこ）	（株）人間科学研究所所長
佐藤（さとう） 好美（よしみ）	佐藤好美建築工房主宰
元山（もとやま） 清（きよし）	（一社）香川経済同友会専務理事事務局長
角道（かくどう） 弘文（ひろふみ）	香川大学工学部教授
末永（すえなが） 慶寛（よしひろ）	香川大学工学部教授

※ ◎委員長、○副委員長

- (4) 香川県公共事業評価委員会の審議結果を以下に示す。

[再評価対象事業]

- ・五名ダム再開発

委員会に提出された資料及び説明から、「事業を継続」とする県の対応方針案は、妥当と判断する。

なお、委員会審議の際の主な意見は、以下のとおりである。

- 県民に対し、ダムの整備効果等について分かりやすく情報提供しながら、事業を進めていただきたい。

## 香川県公共事業評価実施要領

### 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

### 第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

#### 1 再評価

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

#### 2 事後評価

事業完了後（又は事業計画終了後）一定期間（5年以内）が経過した事業（又は事業計画）で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業

#### 3 その他

上記1及び2以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

#### 第4 事業評価の実施及び結果等の公表

##### 1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1(1)の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ② 第3の1(2)の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の1(3)の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2の事業については、事後評価の対象となる年の年度末まで（又は事業計画期間の最終年度の年度末まで）に実施する。

##### 2 評価結果等、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

#### 第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

#### 第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

#### 第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要領は、平成24年8月17日から施行する。

## 7. 対応方針

### ○検証対象ダムの総合的な評価

検討対象ダムの総合的な評価を以下に示す。

洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持において、最も有利な案は「変更計画案（五名ダム再開発）」であった。

いずれの目的においても「変更計画案（五名ダム再開発）」が最も有利となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、検証対象ダムの総合的な評価の結果として、最も有利な案は「変更計画案（五名ダム再開発）」であると評価した。

### ○意見募集、関係住民及び学識経験を有する者からのご意見

意見募集、関係住民及び学識経験を有する者からの意見聴取を行い、様々な観点から幅広いご意見を頂いた。これらのご意見を踏まえ、五名ダム再開発の検証に係る検討報告書（原案）の作成等を行った。

### ○関係地方公共団体の長からのご意見

関係地方公共団体の長に対して意見聴取を行い、変更計画案（五名ダム再開発）を継続することは妥当であり、五名ダム再開発は自己水源の確保、治水安全度の向上を図り、市民の安全・安心の向上を確保する重要な事業であることから、早期完了を期待しているなどのご意見を頂いた。

### ○関係利水者からのご意見

関係利水者に対して意見聴取を行い、変更計画案（五名ダム再開発）を継続することは妥当であり、五名ダム再開発は自己水源の確保、市民の安全・安心の向上を確保する重要な事業であることから、早期完了を期待しているなどのご意見を頂いた。

### ○事業の投資効果（費用対効果分析）

洪水調節については「治水経済調査マニュアル（案）（平成17年4月 国土交通省河川局）」に基づき、また、新規利水、流水の正常な機能の維持の代替補給については、代替法にて算定を行い、五名ダム再開発の費用対効果分析を行った結果、全体事業におけるB/Cは1.2で、残事業のB/Cは1.3であることから、事業の投資効果を確認した。

### ○香川県公共事業評価委員会からのご意見

香川県公共事業評価委員会に対して意見聴取を行い、「五名ダム再開発について、委員会に提出された資料及び説明から、「事業を継続」とする県の対応方針案は、妥当と判断する。」との意見を頂いた。

### ○対応方針

「再評価実施要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、事業の点検等で得られた変更計画案（五名ダム再開発）は「継続」することが妥当であると考えられる。